

平成25年6月21日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 中村 正孝

石野 善司

西村 克己

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第  
14条の規定により提出します。

## 議第 2 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年  
亀岡市条例第 2 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年  
亀岡市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間に支給  
する議員報酬の特例）

6 平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間におけ  
る議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額については、第 1  
条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額  
から、その額に 1 0 0 分の 5 . 3 を乗じて得た額に相当する額を減  
じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬の月  
額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。